

第4章

景観計画における色彩基準と推奨色

- 1 色彩基準と推奨色
- 2 色彩基準
- 3 推奨色
- 4 深大寺通り周辺景観形成重点地区
- 5 国分寺崖線景観形成重点地区
- 6 一般地域・景観形成推進地区
- 7 大規模建築物等

第4章 景観計画における色彩基準と推奨色

1 色彩基準と推奨色

ガイドラインには、調布市景観計画の色彩基準と推奨色を掲載しています。

（1）色彩基準（景観形成基準）とは

色彩基準は、調布市景観計画で定められた色彩に関する景観形成基準です。色彩基準は、景観法の届出において、守らなければいけない基準です。色彩基準には、景観形成重点地区の基準と、景観形成推進地区及び一般地域の基準の2種類があります。

（2）推奨色とは

調布市の魅力をより高めるために、市内の自然環境や歴史文化資源などから抽出した景観の基調となる色彩を考慮して、建物の外壁の色について、色彩基準の中から、お勧めの色として選定したものです。「推奨色」は、地区ごとに選定しており、景観法に基づく届出において参考としていただくほか、届出対象とならない建物の色彩計画の際も参考として活用してください。

深大寺通り周辺景観形成重点地区



地区の自然や歴史文化資源を引き立てるための低彩度の推奨色

国分寺崖線景観形成重点地区



濃い緑を引き立てるための低彩度・中明度の推奨色

一般地域、景観形成推進地区



緑を引き立てるための低彩度・中明度の推奨色

一般地域、景観形成推進地区「中高層外壁部」



空と調和するための低彩度・高明度を基調とした推奨色

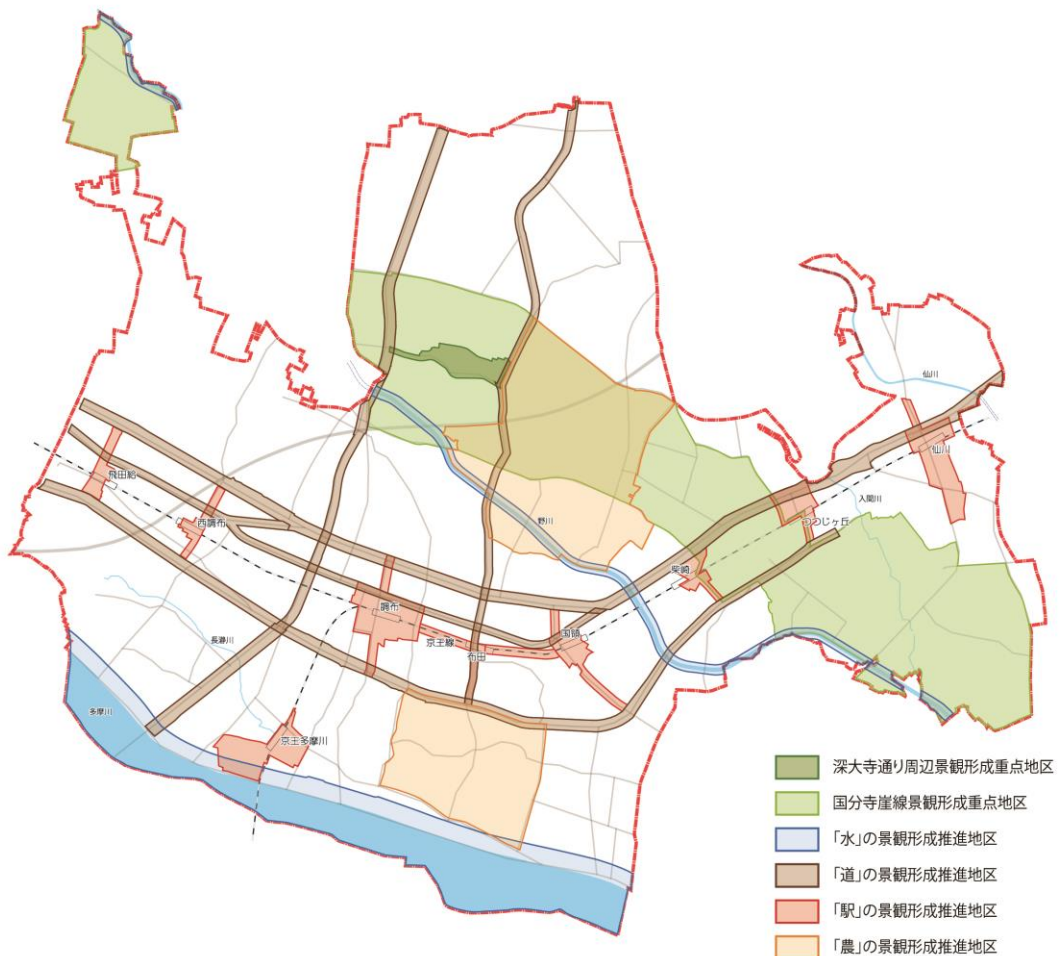
2 色彩基準

調布市景観計画では、市域を景観形成重点地区、景観形成推進地区及び一般地域の3つの景観計画区域に区分し、地区ごとに良好な景観形成のための方針や基準（景観形成基準）などを定めています。景観形成基準には、色彩に関する基準（色彩基準）があり、景観形成重点地区の色彩基準と、景観形成推進地区及び一般地域の色彩基準の2つを定めています。

（1）景観計画区域

調布市景観計画では、市内全域を景観計画区域に定めています。なかでも、深大寺通り周辺地区と国分寺崖線地区の2地区を景観形成重点地区として指定し、良好な景観形成に向けて積極的に取り組んでいます。

それ以外の地区については、4つの景観形成推進地区（「水」の景観形成推進地区、「道」の景観形成推進地区、「駅」の景観形成推進地区、「農」の景観形成推進地区）及び一般地域に指定し、景観法に基づく届出制度により良好な景観形成の推進を図っています。



（2）色彩基準の基本的な考え方

調布市景観計画の色彩基準は、次のような視点に立って設定しています。

- 原色に近い高彩度の色彩は避け、空や樹木、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖色系の低彩度色を基本とします。
- 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合などについてはこれも尊重します。
- 色彩の基準は、JIS(日本工業規格)などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」により定めます。

（3）色彩基準における面積比の考え方

調布市景観計画では、建築物等の色彩について、適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定するとともに、周辺景観との調和を図ることとしています。外壁の色彩基準は「①外壁基本色」「②外壁強調色」「③アクセント色」の3つに区分され、外壁各見付面積の割合によって、使える範囲を定めています。また、「④屋根色」に関して、色彩基準を設定している地区もあります。

①外壁基本色

外壁に最も多く使用する色です。
外壁の基本となる色は街並み景観に与える影響が大きいため、外壁各見付面積の4/5（80%）以上は外壁基本色の範囲内の色彩とし、周辺の街並みとの調和を図ります。

②外壁強調色

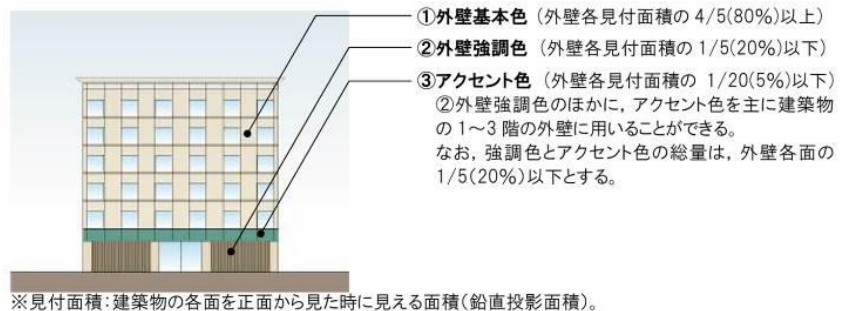
外壁に表情をつける場合などに使用できる色です。
明度の低い色で、外壁各見付面積の1/5（20%）以下は、外壁強調色の範囲内の色彩を用いることができます。

③アクセント色

外壁にアクセントをつけたい場合に使用する色で、彩度の高い色など全ての色を使用できます。
周辺の街並みとの調和を保つため、主に中低層部（1～3階）に使用し、外壁各見付面積の1/20（5%）以下にする必要があります。なお、外壁強調色とアクセント色の総量は、外壁各見付面積の1/5（20%）以下とします。

④屋根色

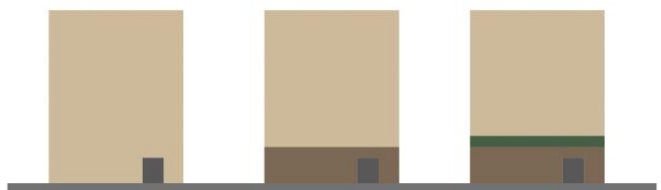
勾配屋根に使用する色です。
勾配屋根は、道路や公園などの公共空間から外壁と同じように見えるので、屋根色の基準を設定しています。通常、道路や公園などの公共空間から望見できない陸屋根については屋根色の基準は適用しませんが、市では建築物上方からの見え方に配慮し、街並みに馴染む落ち着いた色彩を使用するようお願いしています。



◆コラム

●建物の色彩計画

大面積の外壁を単色で塗装すると表情の少ない単調な印象となってしまいます。外壁基本色を2色以上使い、配色を工夫したり、外壁強調色やアクセント色を効果的に使用することで、表情のある建物の色彩計画をしましょう。



3 推奨色

(1) 推奨色選定の目的

調布市景観計画の景観まちづくりの基本目標である「人と自然が織りなす ほっとする暮らしがみえるまち 調布」の実現に向け、魅力ある調布らしい景観形成を推進するため、建物の外壁基本色について推奨色を選定します。

調布らしさを感じる自然環境や歴史文化資源などの色は、中彩度から低彩度に集中している傾向にあります。また、市内の約6割近い建物の外壁基本色は、YR（黄赤）やY（黄）系の色相の低彩度色を基調とした、落ち着いた表情をもった建物が多い傾向にあります。このことから、推奨色は、自然環境や歴史文化資源などを引き立てる色彩や周辺の建物と調和する色彩を選定しています。

市では、この推奨色により、調布市景観計画の色彩基準における「周辺景観との調和」を踏まえ、景観の「地」となる土、樹木、草花、石、水や、歴史的・文化的な建物など地域で慣れ親しまれた景観資源を引き立て、調和を図るなどして、地域の特性を生かした良好な景観形成を推進していきます。

●市内の自然環境

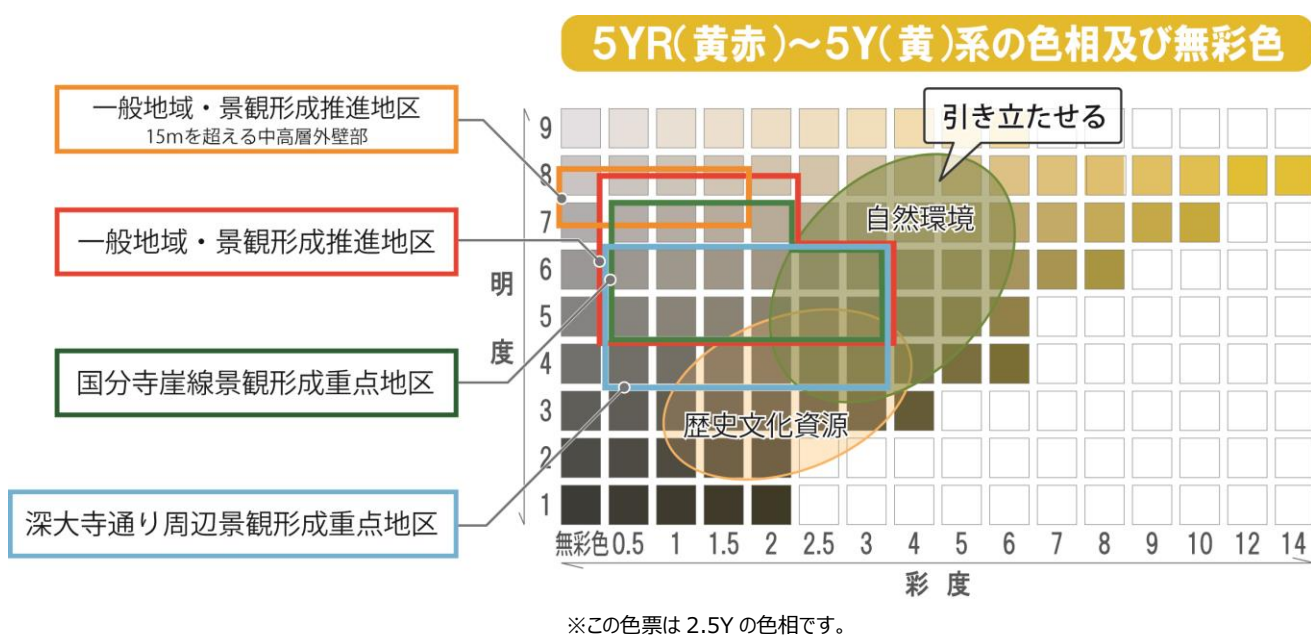


●市内の歴史文化資源



（2）推奨色選定の方針

- 調布市景観計画における色彩基準の範囲の中から、外壁基本色の推奨色を選定します。
- 色相：市内には自然が多く残り、自然の色の多くはY R（黄赤）からGY（緑黄）系の範囲にあること、また、市内の約6割近い建物の外壁基本色がY R（黄赤）やY（黄）系であることから、自然と調和し、かつ周辺建物と調和するために、Y R（黄赤）やY（黄）系の暖色系の色相から選定します。
- 明度：色彩基準を踏まえ、景観形成推進地区や一般地域では明度5以上8.5以下を基本としますが、景観形成重点地区については、自然を引き立たせ、既存景観の保全を図ることから、より中明度の色彩を選定します。ただし、大規模建築物の中高層外壁部については、空との調和を考え高明度の色彩を選定します。
- 彩度：調布らしさをつくる自然環境や歴史文化資源などの彩度を考慮し、それらを引き立たせるとともに、無機質な印象とならないようにするため、彩度0.5以上3以下から選定します。ただし、大規模建築物の中高層外壁部については、空との調和を考え無彩色の色彩も選定します。



（3）地区ごとの推奨色選定の方針

- 深大寺通り周辺景観形成重点地区や国分寺崖線景観形成重点地区では、地区の景観の基調をなす自然環境や歴史文化資源を引き立たせ、調和させるため、Y R（黄赤）やY（黄）系の色相の中明度・低彩度を中心とした色彩を推奨色として選定します。
- 景観形成推進地区や一般地域では、住宅のほか、商業や業務系など建物用途や立地環境も多様であることを踏まえて、景観資源を引き立て、周辺景観と調和する色彩を推奨色として選定します。また、中高層の建物は、遠くからも見えるなど、その色が与える影響は広範囲となることから、通常の推奨色のほかに、高さ15mを超える中高層外壁部を対象に、建物が圧迫感を与えることがないように、背景となる空と調和するY R（黄赤）やY（黄）系の色相の高明度・低彩度または無彩色の高明度の色彩を選定します。

4 深大寺通り周辺景観形成重点地区

(1) 建物などの色彩の現況

- 低層小規模の建物が多く、建物の外壁基本色は、暖色系の色相の低彩度色となっています。特に彩度2以下が6割を超え、ほとんどの建物が彩度4以下となっており、統一感のある落ち着いた景観を形成しています。
- 深大寺の参道付近に立地する土産物屋や飲食店などは、漆喰(しっくい)調の真壁(しんかべ)造りの和風建物が多く建ち並び、本地区固有の景観を形成しています。



国分寺産線の濃い緑と湧水の恵みが深大寺地区らしさを感じさせる景観をつっている



五色幕やダルマの色彩がにぎわいを演出している



深大寺地区らしい真壁造りの白い外壁や木枠のある建物の色彩事例

◆コラム

●街づくり協定

本地区では「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき認定された「深大寺通り周辺地区街づくり協定」が運用されているため、建築行為等の際には、景観法に基づく届出だけでなく街づくり条例に基づく届出を行う必要もあることから、事前に市に相談をお願いします。



(2) 色彩基準

①色彩基準の考え方

- 外壁基本色は、国分寺崖線の緑に包まれた落ち着きある自然環境と歴史的・文化的な風情を感じさせる景観を継承し調和を図るために、暖色系の色相を基本に、極端に明るい色調を避けた彩度を抑えたものとしています。
- 屋根色は、周囲の自然や街並みから突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩としています。

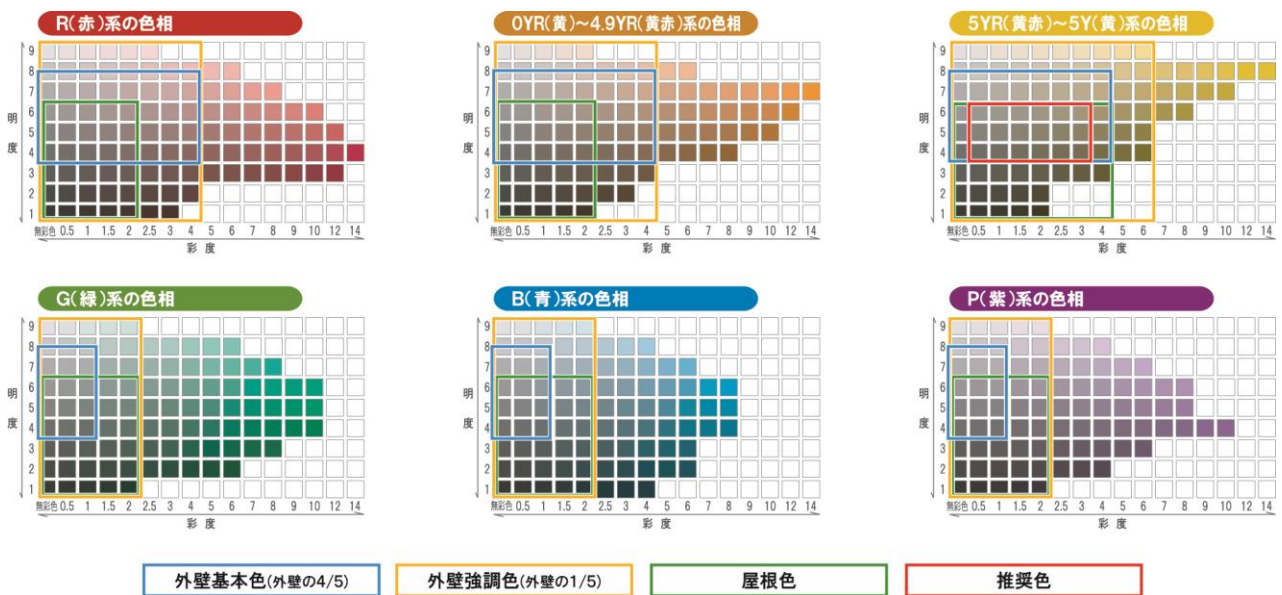
②届出対象行為

行為	規模（以下のいずれかに該当するもの）
建築物の新築等	全ての行為
工作物*の新設等	全ての行為

*工作物とは、建築基準法施行令第138条などに規定されるもののうち、一定のものとしてします。

③色彩基準による使用可能色等の範囲

外壁基本色			外壁強調色	屋根色（勾配屋根）	
色相	明度	彩度	彩度	明度	彩度
OR~4.9 YR	4 以上 8.5 未満	4 以下	4 以下	6 以下	2 以下
5.0YR~5.0Y			6 以下		4 以下
その他			2 以下		2 以下



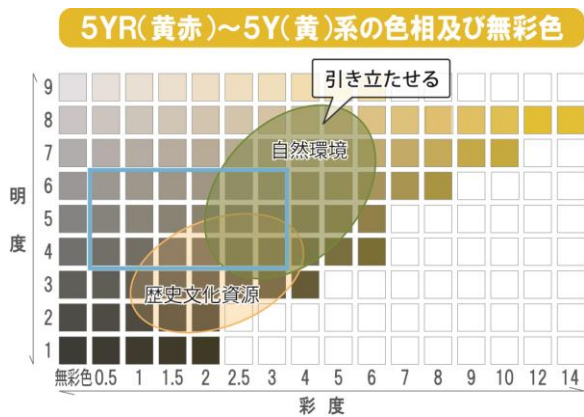
(3) 推奨色（外壁基本色）

①推奨色（外壁基本色）の考え方

国分寺崖線の自然環境や歴史文化資源が印象付ける本地区固有の景観を引き立たせ、また調和させることにより、景観形成重点地区にふさわしい色彩誘導を図ります。推奨色は、YR（黄赤）やY（黄）系の色相の中明度、低彩度を中心に選定しています。

②推奨色（外壁基本色）の範囲

推奨色（外壁基本色）		
色相	明度	彩度
5.0YR~5.0Y	4 以上 6 以下	0.5 以上 3 以下



※この色票は 2.5Y の色相です。

■推奨色パレット



※日本塗装工業会の 2015 年 H 版塗装標準色より推奨色の範囲から選んだ例

(4) 景観形成イメージ

建物などの外壁：周辺の緑を引き立てる YR（黄赤）や Y（黄）系の色相の中明度、低彩度を基調としましょう。



5 国分寺崖線景観形成重点地区

（1）建物などの色彩の現況

- 野川や入間川に沿って連なる斜面緑地と調和する暖色系の色相の低彩度色を基調とした小規模の住宅系の建物が多く、落ち着いた景観を形成しています。
- つつじヶ丘駅周辺や甲州街道沿いの共同住宅などには明るい色彩の建物もあります。
- 国分寺崖線は市域の東西方向に連続しているため、遠景及び近景の視点から景観形成を考える必要があります。
- 地区内で周辺に寺社や旧跡などの歴史文化資源などがある場合は、天然素材の経年変化による古色など、低彩度の色彩を基本とし、落ち着いた風情に配慮する必要があります。



国分寺崖線の緑が建物の背景として連続する遠景



市民の憩いの場として人気の高いかに山など、場所ごとに様々な景観をつくる国分寺崖線の緑の近景

(2) 色彩基準

①色彩基準の考え方

- ・外壁基本色は、背景となる国分寺崖線の緑にとけ込み、周囲の街並みに違和感なく調和する、暖色系の色相を基本に、極端に明るい色調を避けた彩度を抑えたものとしています。
- ・屋根色は、周囲の自然や街並みから突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩としています。

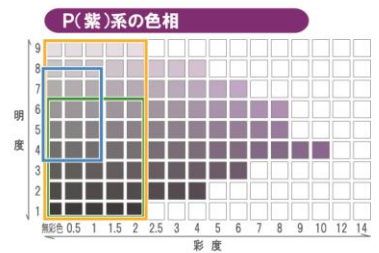
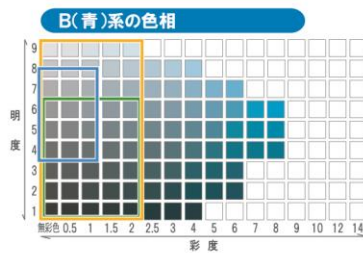
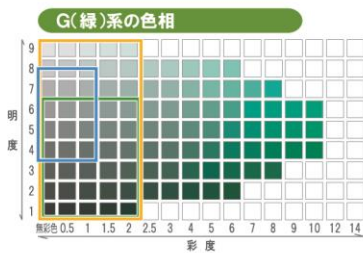
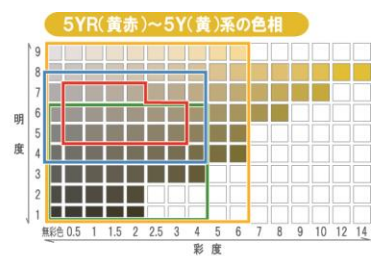
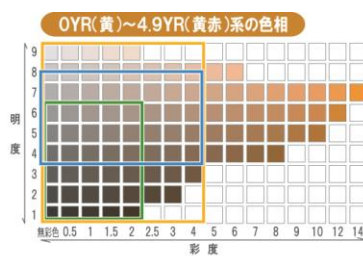
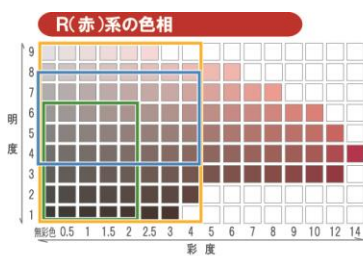
②届出対象行為

行為	規模（以下のいずれかに該当するもの）
建築物の新築等	高さ \geq 10m又は延べ面積 \geq 500 m^2
工作物*の新設等	下記以外の工作物：高さ \geq 10m又は築造面積 \geq 1,000 m^2 擁壁：全てのもの 墓園など：区域面積 \geq 500 m^2

*工作物とは、建築基準法施行令第138条などに規定されるもののうち、一定のものとしてします。

③色彩基準による使用可能色等の範囲

外壁基本色			外壁強調色	屋根色（勾配屋根）	
色相	明度	彩度	彩度	明度	彩度
OR~4.9YR	4以上 8.5未満	4以下	4以下	6以下	2以下
5.0YR~5.0Y			6以下		4以下
その他		1以下	2以下		2以下



外壁基本色(外壁の4/5)
外壁強調色(外壁の1/5)
屋根色
推奨色

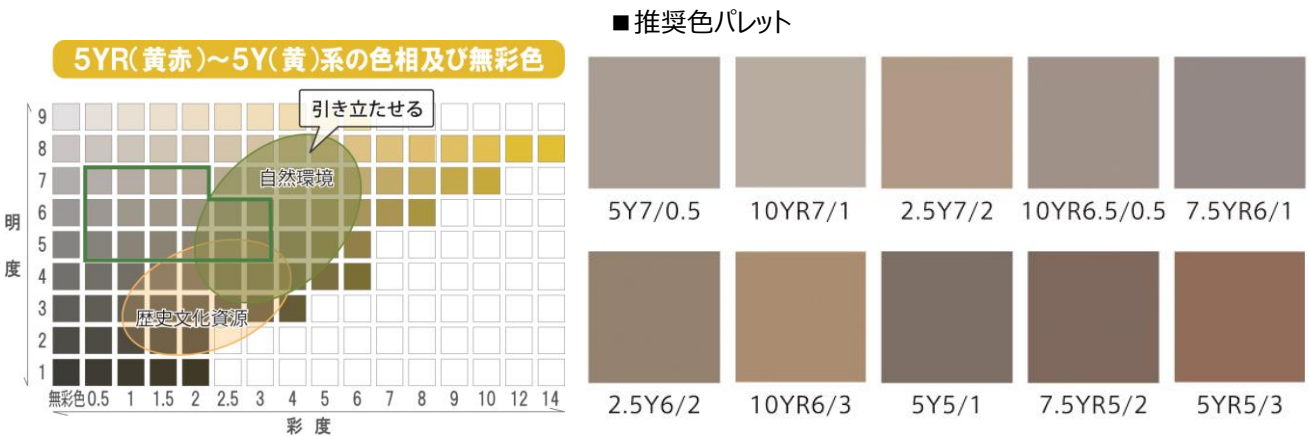
（3）推奨色（外壁基本色）

①推奨色（外壁基本色）の考え方

国分寺崖線の自然環境を引き立たせ、調和させることにより、景観形成重点地区にふさわしい色彩誘導を図ります。推奨色は、Y R（黄赤）やY（黄）系の色相の中明度、低彩度を中心に選定しています。また、本地区は、深大寺通り周辺地区に比べ、届出対象建築物の規模が大きく、かつ用途も多様であることから、深大寺通り周辺地区より、明度は暗さを抑え明るい範囲を広げています。

②推奨色（外壁基本色）の範囲

推奨色（外壁基本色）		
色相	明度	彩度
5.0YR~5.0Y	5 以上 6 以下	0.5 以上 3 以下
	6 超 7 以下	0.5 以上 2 以下



※この色票は 2.5Y の色相です。

※日本塗装工業会の 2015 年 H 版塗装標準色より推奨色の範囲から選んだ例

（4）景観形成イメージ

建物などの外壁：周辺の緑を引き立てる Y R（黄赤）や Y（黄）系の色相の中明度、低彩度を基調としましょう。

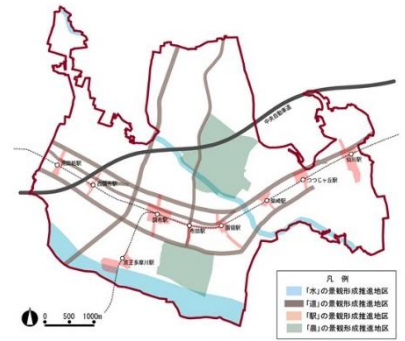
建物などのアクセント：鮮やかな色彩は必要最小限に抑え、落ち着いたある中彩度のものを選びましょう。



6 一般地域・景観形成推進地区

(1) 建物などの色彩の現況

- 多くの建物はR（赤）からY（黄）系の色相の低彩度色を基調としたものとなっています。
- 「道」や「駅」の景観形成推進地区では、無彩色が他の景観形成推進地区よりも高い割合となっています。
- 「道」や「駅」の景観形成推進地区では、低層部に強調色やアクセント色を効果的に用いるなどにより、活気やにぎわいといった都市空間としての魅力の創出が期待されます。
- 「水」の景観形成推進地区では、多摩川や野川などの開放感や明るさ、河川に沿った連続した眺望、「農」の景観形成推進地区では、土や緑との明度対比を意識するなど、それぞれの地区の特性を生かした景観形成に配慮する必要があります。



京王線連続立体交差事業等により整備が進められている各駅前広場（左：国領駅周辺 中：布田駅周辺 右：西調布駅周辺）



多様な道路環境が形成されている沿道（左：甲州街道 右：武蔵境通り）



落ち着いた景観が形成されている住宅地

（2）色彩基準

①色彩基準の考え方

- 市域のほとんどの区域が対象となるため、その場所や地区ごとに様々な景観をつくり出しています。そのため、色彩基準は、市内建物の外壁基本色として出現率の高い暖色系の色相を中心に、周辺環境との調和を考慮したものとしています。

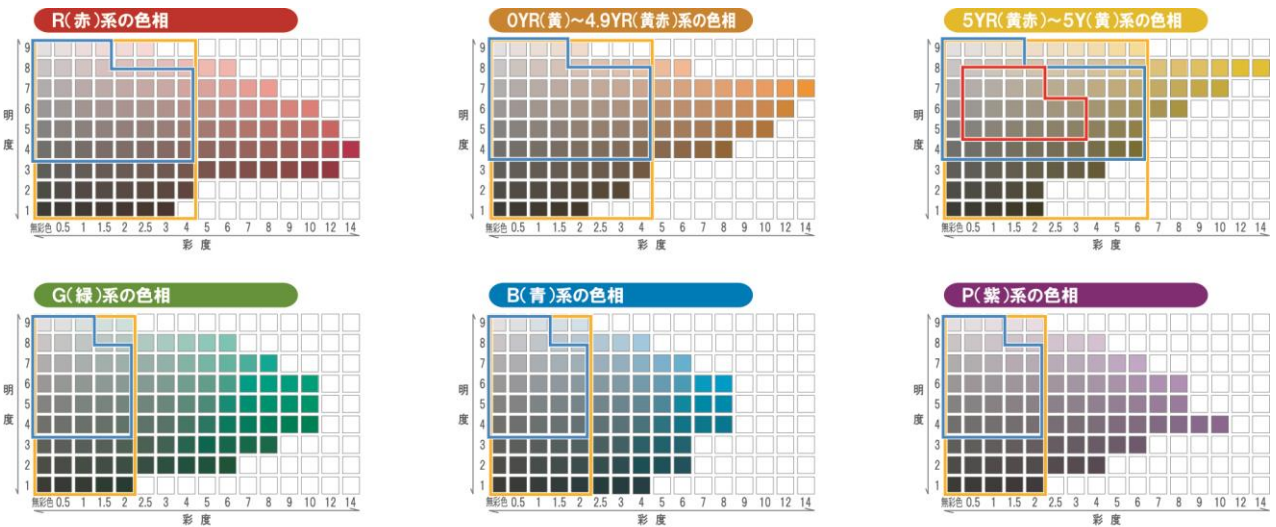
②届出対象行為

行為	規模（以下のいずれかに該当するもの）
建築物の新築等	高さ \geq 20m又は延べ面積 \geq 3,000 m ²
工作物*の新設等	下記以外の工作物：高さ \geq 20m又は築造面積 \geq 3,000 m ² 擁壁：全てのもの

*工作物とは、建築基準法施行令第138条などに規定されるもののうち、一定のものとしてします。

③色彩基準による使用可能色等の範囲

外壁基本色			外壁強調色	屋根色
色相	明度	彩度	彩度	
OR~4.9 YR	4 以上 8.5 未満	4 以下	4 以下	屋根面の立ち上りを外壁に含めて面積割合を算出する。
	8.5 以上	1.5 以下		
5.0YR~5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下	6 以下	
	8.5 以上	2 以下		
その他	4 以上 8.5 未満	2 以下	2 以下	
	8.5 以上	1 以下		



外壁基本色(外壁の4/5) 外壁強調色(外壁の1/5) 推奨色

(3) 推奨色（外壁基本色）

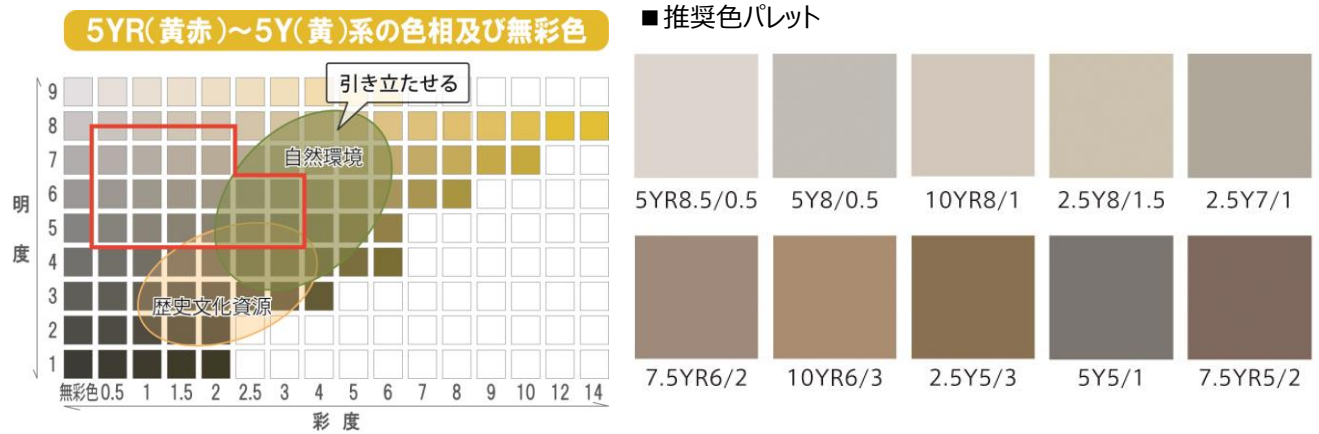
① 推奨色（外壁基本色）の考え方

届出対象となる一定規模以上の建築物等は、景観への影響が大きいため、調布らしい景観を引き立たせる色彩誘導を図ります。推奨色は、Y R（黄赤）やY（黄）系の色相の中明度、低彩度を中心に選定しますが、周辺環境や用途が多様であることから、明度は明るめの範囲を広げています。

※高さ 15mを超える中高層外壁部については、36、37ページも合わせてご覧ください。

② 推奨色（外壁基本色）の範囲

推奨色（外壁基本色）		
色相	明度	彩度
5.0YR~5.0Y	5 以上 6 以下	0.5 以上 3 以下
	6 超 8.5 以下	0.5 以上 2 以下



※この色票は 2.5Y の色相です。

※日本塗装工業会の 2015 年 H 版塗装標準色より推奨色の範囲から選んだ例

(4) 景観形成イメージ

建物などの外壁：景観資源を引き立て、現在の街並みの基調となっている Y R（黄赤）や Y（黄）系の色相の落ち着いた色を基本とし、周辺の街並みと色調をそろえましょう。



※景観形成推進地区や一般地域は市全域にわたっており、様々な用途の建物が建っているので、立地する周辺環境に応じて、調和する色彩を選定するよう努めましょう。

（5）推奨色（15mを超える中高層外壁部の外壁基本色）

①推奨色（外壁基本色）の考え方

中高層の建物は、遠方からも見ることができ、影響が広範囲に及ぶことから、通常の推奨色のほかに、高さ15mを超える中高層外壁部を対象に推奨色を選定します。推奨色は、YR（黄赤）やY（黄）系の色相の高明度、低彩度の色彩や無彩色の高明度の色彩範囲とします。

特に、調布駅周辺においては、駅前広場や新たな大規模な建物の整備が進められ、市のシンボルとなる駅周辺の景観の創出が望まれています。そのため、既存の建物の色彩とともに、現在建設中及び計画中の建物などの色彩計画等を踏まえ、明るく爽やかで、洗練された印象を与える色彩を推奨します。

◇対象建物の事例



調布市文化会館たづくり（5.0Y 7.5/1.5）



調布市役所（タイル部：5.0Y 8/1）

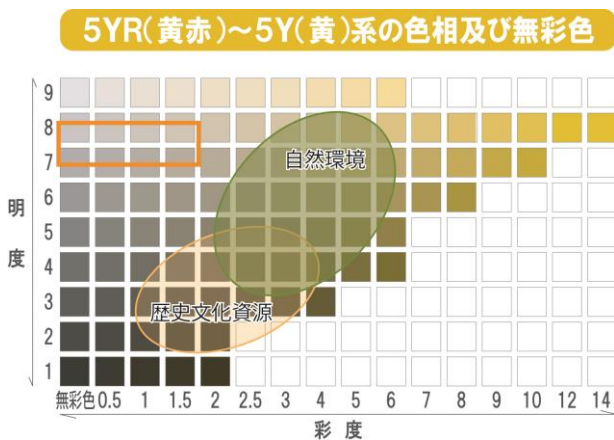


味の素スタジアム（塗装部：5.0Y 8/0.5）

②推奨色（外壁基本色）の範囲

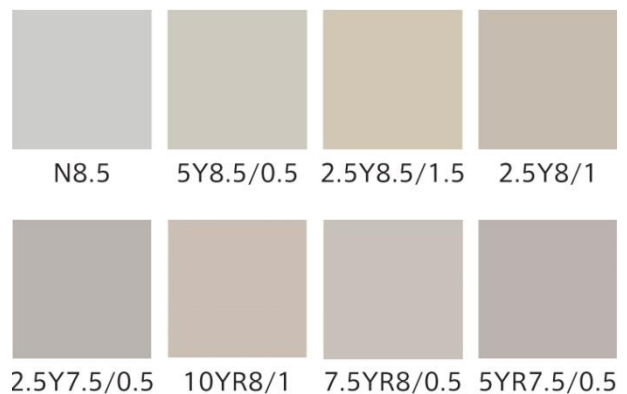
推奨色（外壁基本色）		
色相	明度	彩度
5.0YR~5.0Y	7.5 以上 8.5 以下	1.5 以下
無彩色	7.5 以上 8.5 以下	—

※彩度 0.5 未満は無彩色とする



※この色票は 2.5Y の色相です。

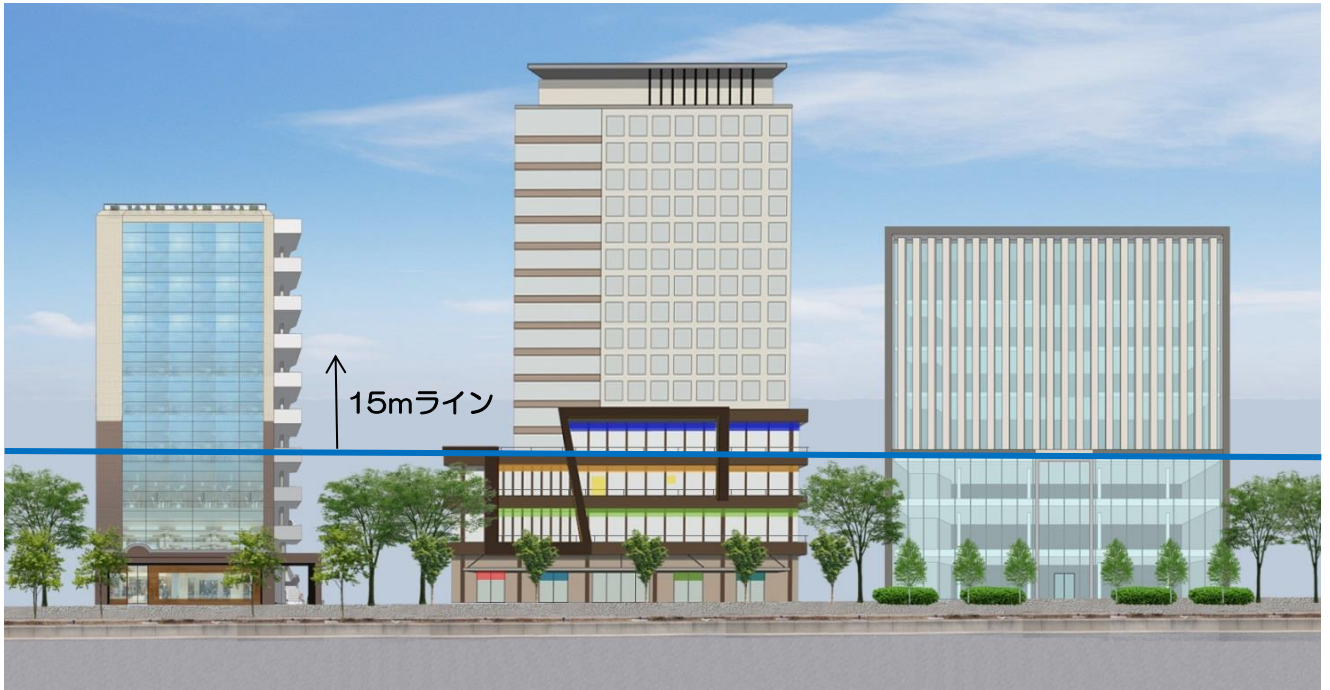
■推奨色パレット



※日本塗装工業会の 2015 年 H 版塗装標準色より推奨色の範囲から選んだ例

③景観形成イメージ

建物などの外壁：15mを超える中高層部の壁面は、空と調和するようY R（黄赤）やY（黄）系の色相の低彩度が無彩色の高明度色を基調としましょう。



7 大規模建築物等

東京都※では一般的な形態規制等を緩和して計画される大規模建築物等を対象に、都市計画決定等の手続に先行して、事前協議を義務付ける制度を導入し、東京都景観計画の景観形成指針をもとに外壁の基本となる色彩や屋根の色彩についてルールを定めています。（※東京都景観条例第20条）

（1）色彩基準

①色彩基準の対象

- 高度利用地区（都市計画法第八条第一項第三号）
- 特定街区（都市計画法第八条第一項第四号）
- 都市再生特別地区（都市計画法第八条第一項第四号の二）
- 市街地再開発事業（都市計画法第十二条第一項第四号）
- 再開発等促進区を定める地区計画（都市計画法第十二条の五第三項）
- 総合設計（建築基準法第五十九条の二）

②色彩基準の目的

市街地再開発事業など都市開発諸制度等を適用して計画される建物は、大規模で周辺の景観に与える影響が大きいことから、計画の早い段階から事業者と景観形成基準に基づく協議を行い、街並みと調和した質の高い開発を誘導していくこととします。

③色彩基準の考え方

- 大規模建築物等の色彩は、暖色系を主体としつつ、明度の低い暗い色彩や、彩度の高い鮮やかな色彩を避け、多くの建物が継承してきた品格のある東京の景観をより洗練させながら継承していくことが大切です。
- 外壁の基本色は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ち着きを感じられる中彩度までの色彩としています。
- 外壁のアクセントとして用いる色彩について、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いることとしています。

◇対象建物の事例

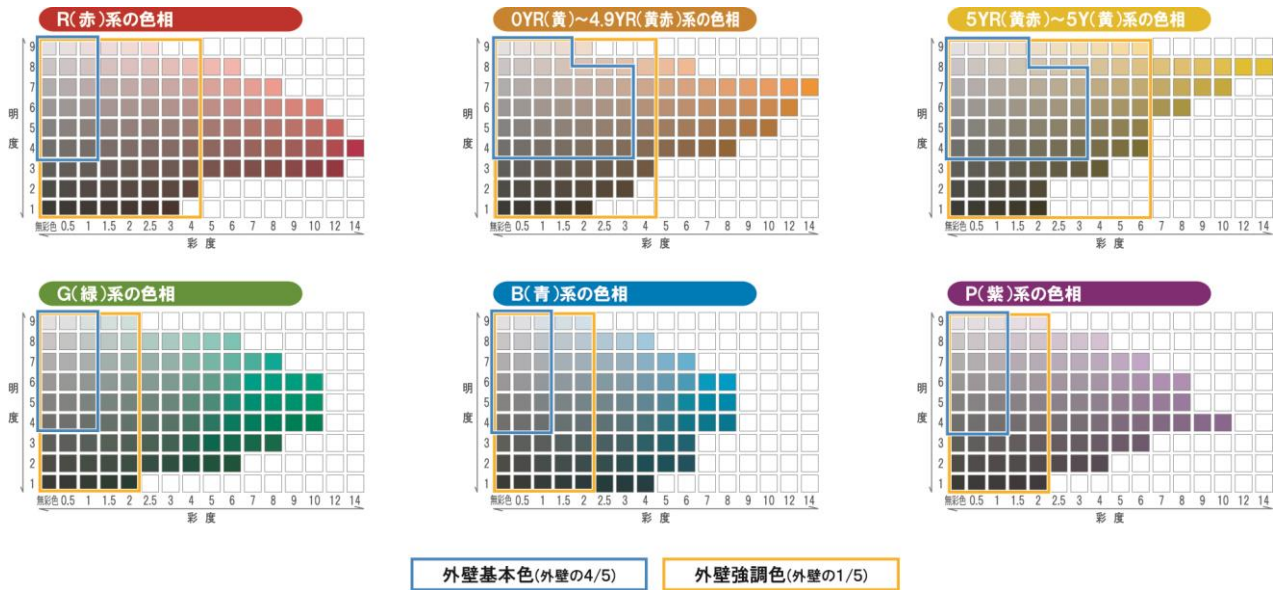


市街地再開発事業により計画された大規模建築物

④色彩基準による使用可能色の範囲（東京都景観計画 P 116, 117）

外壁基本色			外壁強調色		屋根色
色相	明度	彩度	色相	彩度	色相・明度・彩度
OYR~5.OY	4 以上 8.5 未満	3 以下	OR~4.9YR	4 以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を算出する。
	8.5 以上	1.5 以下	5.OYR~5.OY	6 以下	
その他	4 以上	1 以下	その他	2 以下	

※大規模建築物等の低層部には、にぎわいや潤いを創出する空間を積極的に整備していく観点から、色彩の誘導範囲は、原則として、高さ10m又は3階以上とします。



※本ガイドラインでは、できるだけ正確に色彩を表現するよう努めました。印刷による色再現のため、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。